

注記（全体会計）

1. 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産・・・・・・・・取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和 59 年度以前に取得したもの・・・・・・・・再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

イ 昭和 60 年度以降に取得したもの

取得原価が判明しているもの・・・・・・・・取得原価

取得原価が不明なもの・・・・・・・・再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。

② 無形固定資産・・・・・・・・取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの・・・・・・・・取得原価

取得原価が不明なもの・・・・・・・・再調達原価

(2) 有価証券及び出資金の評価基準

① 満期保有目的有価証券

償却原価法（定額法）

② 満期保有目的以外の有価証券

ア 市場価格のあるもの・・・・・・・・会計年度末日における市場価格

イ 市場価格のないもの・・・・・・・・取得原価

③ 出資金

ア 市場価格のあるもの・・・・・・・・会計年度末日における市場価格

イ 市場価格のないもの・・・・・・・・取得原価

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

先入先出法による原価法

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除きます）・・・・・・・・定額法

② 無形固定資産（リース資産を除きます）・・・・・・・・定額法

③ リース資産

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引にかかるリース資産

・・・・・・・・自己所有の固定資産に適用する減価償却費と同一の方法

イ 所有権移転外ファイナンス・リース取引にかかるリース資産

・・・・・・・・リース期間を耐用年数とし、残存価値をゼロとする定額法

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

① 投資損失引当金

市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象団体（会計）に対するものについて実質価額が著しく低下した場合における実質価額と取得価額の差額を計上しています。

② 徴収不能引当金

長期延滞債権、未収金、貸付金の徴収不能に備えるため、過去5年間の平均不能欠損率により徴収不能見込額を計上しています。

③ 退職手当引当金

期末自己都合要支給額を計上しています。

④ 損失補償等引当金

履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上しています。

⑤ 賞与引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当のうち、全支給対象期間に対する本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6) リース取引の処理の処理方法

① ファイナンス・リース取引

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理。

ただし、リース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下のリース取引及びリース期間が1年以内のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行なっています。

(7) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手元現金、要求払預金）及び現金同等物。

なお、出納整理期間における取引により発生する資金の受払を含んでいます。

(8) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価額が100万円（美術品は300万円）以上の場合に資産として計上しています。

ソフトウェアについても、物品の取り扱いに準じます。

2. 重要な会計方針の変更等

該当ありません。

3. 重要な後発事象  
該当ありません。

4. 偶発債務

- (1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

他の団体の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っています。

団体名	確定 債務額	履行すべき額が確定していない損 失補償債務等		総額
		損失補償等引当 金計上額	貸借対照表未計 上額	
岡山県信用保証協会	－	0 百万円	50 百万円	50 百万円

- (2) 係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けているもの  
7 件 76 百万円（会計年度末における訴訟金額）

5. 追加情報

- (1) 全体会計財務書類の対象範囲は次のとおりです。

一般会計、用品調達費特別会計、災害遺児教育年金事業費特別会計、公共用地取得事業費特別会計、学童校外事故共済事業費特別会計、母子父子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計、公債費特別会計、岡山市立総合医療センター病院事業債特別会計、国民健康保険費特別会計、介護保険費特別会計、後期高齢者医療費特別会計、病院事業会計、水道事業会計、工業用水道事業会計、市場事業会計、下水道事業会計

- (2) 出納整理期間

地方自治法第 235 条の 5 に基づき出納整理期間が設けられており、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

- (3) 表示単位未満の取扱い

百万円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。